

家畜伝染病予防法施行規則等の一部を改正する等の省令案、昭和四十七年農林省告示第千四百三十九号等の一部を改正する告示案及び家畜伝染病予防法施行規則第四十五条の農林水産大臣が定める要件を定める件に対する主な御意見及びそれに対する考え方について

	主な御意見の概要	御意見に対する考え方
1	家畜電線予防法施行規則等の一部を改正する等の省令案（以下「改正省令案」という。）の制定文中「・・・家畜伝染病予防法・・・、第四十六条の二十第一項、第五十一条第三項、第四項、第五項、第六項及び第八項、第五十四条『、』第六十二条第一項並びに家畜改良増殖法・・・」としているが、家畜伝染病予防法と家畜改良増殖法のグルーピングを踏まえると、この『、』は『並びに』とすべきではないか。（仮に家畜改良増殖法の前の「並びに」で接続していると整理すると「家畜伝染病予防法」が「家畜改良増殖法」に係ることとなり不適切。）	いただいた御意見も踏まえ規定の仕方を検討し、別紙のとおり修正しています。
2	改正省令案の大臣名のインデントが1字低いのではないか。（下を2字空きとするのが通例。）	農林水産省では、大臣名について、通常インデント1字空けとして案を作成しています。 なお、官報掲載時には必要に応じて体裁の調整等があります。
3	政省令案第一条の規定による改正後の家畜伝染病予防法施行規則（以下「新予防規則」という。）第四十五条柱書中「次『の各号に』掲げる物」と規定しているが、単に「次に掲げる物」とするのが適切ではないか。現行も「次『の各号』のとおりとする。」と規定しておらず単に「次のとおりとする。」と規定しており、改正前後で規定ぶりを変える必要性は無いのではないか。なお、新設される新予防規則第五十七条の三から第五十七条の五までの規定においても単に「次に掲げる」と規定しており改正規定中の平仄の観点からも修正すべきではないか。 ※Wikimediaからの引用となるが、内閣法制局が作成していると思料される「法令審査事務提要（改定）」の六十一頁の（四）において、「次の各号」と書くのは、そのあとで「当該各号」と受けて書く場合及び「各号のいずれか」又は「各号のいずれにも」等をいいあらわらず場合『に限り』と示されており、そのように決定がされている。 (https://upload.wikimedia.org/wikipedia/commons/5/5d/%E6%B3%95%E4%BB%A4%E5%AF%A9%E6%9F%BB%E4%BA%8B%E5%8B%99%E6%8F%90%E8%A6%81%EF%BC%88%E6%94%B9%E5%AE%9A%EF%BC%89.pdf)	いただいた御意見も踏まえ規定の仕方を検討し、別紙のとおり修正しています。

4	新予防規則第四十五条第七号において「第一号から第五号までの物を原料とする加工品」と規定しているが、第六号では「第三号の物を原料とするソーセージ、ハム及びベーコン（＝加工品）」を規定しているところ、第七号が第六号を包含しているため第六号を削除するか、「第一号から第五号までの物を原料とする加工品（前号に掲げる物を除く。）」などと重複排除して規定すべきではないか。また、第三号から第五号までは「第一号の『動物』」と規定しており、第六号では「第三号の『物』」と規定しているところ、「第一号から第五号までの『動物又は物』を原料とする加工品」と規定する必要はないか。なお、柱書で今回「物」を掲げる規定としており、また、第一号は「動物及び『その死体』」としており、第一号であっても動物に限られないことから、全体として「物」に統一してはどうか。	規則第45条第7号について、いただいた御意見も踏まえ規定の仕方を検討し、別紙のとおり修正しています。 なお、「第一号から第五号までの物」には、動物のほか、鶏や鶏等の卵、第1号の動物の骨等の物が含まれることから、まとめて指し示すために、「物」という言葉を使っています。
5	新予防規則第四十六条第一項第三号ロ及びハにおいて「『第四十五条』第一項第一号」と規定しているが、第四十五条の二を削る改正を行っているため、「『前条』第一項第一号」と規定すべきではないか。	いただいた御意見も踏まえ規定の仕方を検討し、別紙のとおり修正しています。
6	第四十七条の二第三号にうさぎと蜜蜂を加える改正をしているが、第一号では偶蹄類及び（奇蹄類である）馬、第二号では鳥類をカテゴリーとしてまとめているところ、哺乳類である犬、うさぎと昆虫である蜜蜂は明らかに生物学的な分類が異なるため号を分けて規定するのが適切なのではないか。なお、第一号も哺乳類であるところ、現行の第三号で哺乳類である犬を分けて規定しているのは主に家畜である第一号、第二号を先んじて規定しグループを分けていると仮に整理しているのであれば、養蜂に用いる家畜としての蜜蜂を念頭に今回規定に加えているのであれば、規定順は第三号を蜜蜂、第四号を犬及びうさぎとすべきと考える。新予防規則第四十七条の三において「うさぎ及び蜜蜂にあつては別記様式第二十一号の三による書面により、犬にあつては別記様式第二十一号の四による書面」と規定しているが、この規定順が適切だとすると上記の意見は別としても第三号は「うさぎ、蜜蜂及び犬」の順に規定すべきではないか。	規則第47条の2における規定順は、第45条における規定順に合わせています。 また、第47条の3においては、第47条の2の各号ごとに届出の期間を定めていることから、届出の期間が同一である犬、うさぎ及び蜜蜂について、第47条の2において同じ号に規定することとしています。 一方、第47条の3においては、様式番号の順に規定することとしています。

7	新予防規則第五十七条の四第二号において「当該措置」と規定しているが、直前までにおいて「当該」が指し示す措置が字句として存在しないため規定として不適切ではないか。何を企図した「措置」かにもよるが、焼却が何らかの目的をもって行うものでその目的を達成するということであれば、ややトートロジカルではあるが単に「当該焼却の目的を十分に達成できるような方法」でよいのではないか。少なくとも「当該措置」を用いるのであれば「?の措置として行う焼却は、・・・」など焼却に措置を修飾させるような規定とすべきであると考える。	「措置」については、直前の「焼却」を指していることが明らかであることから、このように規定することとしています。 なお、規則第56条第2号においても、同様に規定することとしています。
8	改正省令案附則第三条第一項において『この省令による』改正後の家畜伝染病予防法施行規則」と規定しているが、第一条において「家畜伝染病予防法施行規則」を『以下「規則」という』と附則を含めて定義を及ばせており、また、「新規則」を用いている箇所は附則第五条による改正の影響を受ける箇所でもないことから、『第一条の規定』による改正後の『規則』と規定するのが適切ではないか。	いただいた御意見も踏まえ規定の仕方を検討し、別紙のとおり修正しています。 なお、複数の法令を束ねて改正する場合、「この省令による改正後の〇〇省令」、「第〇条の規定による改正後の〇〇省令」のいずれについても用例があるため、前者としています。
9	>家畜伝染病予防法施行規則等の一部を改正する等の省令案 家畜防疫官証票（及び家畜伝染病予防法第五十一条第二項の規定による立入検査、質問又は集取をする職員の身分証明書。以降略する。）について、印章（刑法における語）の付与が無いようであるが、あるべきであるので、様式において印章の付与を行うべきと考える。（印章の付与は要するコストは小さいものの、公正性の確保のために効果があるので。家畜防疫官証票等の（特に公務員の）身分証明書については、それなりにその偽造等について気にする必要があると考えるが、様式において印章が存在するならば、その偽造を行う手間が増し、また偽造を行う事についての法的なハードル・ペナルティが上がるので、印章がある事は公正性の確保に資すると言える。印章については、組織の長の印の押印や、押し出し印、あるいは印刷など色々な方法で付する事が可能であるが、付していた方が公正性の確保のためには得であるので、様式において印章を付するようにすべきと考える。） （なお、もし、実際の家畜防疫官証票には印章が付与されるものであるのに、書類においての様式記載においてその事が分からないようになっているのであれば、様式のどこかに四角枠で囲われ	農林水産省においては、押印を求める手続等の見直しのための農林水産省関係省令の一部を改正する省令（令和2年農林水産省令第83号）に基づき、法令で定める身分証明書（立入検査を行う際に国等が民間事業者等に提示する身分証明書）における押印を廃止しており、御指摘の家畜防疫官証票について、改正前の様式においても押印欄は設けていません。 なお、当該証票の真正性については、動物検疫所へ交付番号を問い合わせることにより担保することが可能と考えております。

	た「印」という記載を行うようにしていただきたい。(現在の家畜防疫官証票の記載からは、印章があるとは見えないものになっている(実際に付されていないのではないかと懸念するのであるが。)) 意見は以上である。	
10	指定検疫物に歯牙を追加する理由を科学的根拠とともに提示してください。	近年、口腔等の水疱にウイルスが大量に含まれる口蹄疫や、初期感染・増殖部位が扁桃であるアフリカ豚熱の発生が世界的に増加しています。 国際機関においても、口蹄疫であれば唾液、アフリカ豚熱であれば分泌物も感染源になると明示しており、それらによって汚染されている可能性が高い歯・牙を通じて我が国にこれらの病原体が侵入するおそれが高まっていると考えられます。 (参考リンク) https://www.woah.org/app/uploads/2021/09/202501-fmd-diseasecard.pdf https://www.woah.org/app/uploads/2021/03/a-african-swine-fever-v2-0.pdf
11	ビーフエキス、ポークエキス、チキンエキスなどのいわゆる畜産エキスは指定外基準と位置付けられています。 今回の改正においてもこの位置づけに変更はなく、新たなエキス製造上の具体的な基準等が設定されないことを確認したいと存じます。	本省令案では、規則第 45 条において、指定検疫物から「製造工程その他の状況を勘案して監視伝染病の病原体を拡散するおそれがないことが明らかなもの」を除く改正を行います。 「製造工程その他の状況を勘案して監視伝染病の病原体を拡散するおそれがないことが明らかなもの」は消費・安全局長通知及び動物検疫所長通知にて具体的な基準を公表する予定であり、その中でエキスについても記載する予定です。 基準の詳細については、動物検疫所にお問い合わせください。

12	反対です。またフードロスに貢献してますが、海外から輸入し過ぎです。これからは、自給率を上げたほうが、日本の未来のためだと思います。	本省令案及び告示案は、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（令和８年法律第２０号）により、国内の防疫体制の強化及び効率化を目的として、ランピースキン病を家畜伝染病に追加するとともに、輸入検疫体制の強化のため輸入検疫を適切に受けずに持ち込まれる肉製品等の国内での販売等を禁止する等の措置を講ずることに伴う改正を行うものです。御意見として承ります。
----	--	---